

医政医発 0331 第5号

平成 28 年 3 月 31 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長

（ 公 印 省 略 ）

専門研修プログラムの認定に向けた各都道府県における調整等について

今般、3月 25 日に開催された社会保障審議会医療部会「専門医養成の在り方に関する専門委員会」において、新たな専門医の養成を平成 29 年度から開始するとした場合の必要な調整事項として、「専門研修プログラムの認定に向けた調整方針」（別紙）をお示ししております。

貴都道府県におかれては、別紙の「2 都道府県の取組」を参考に、関係者（大学・主な基幹施設・連携施設、医師会、病院団体、行政、日本専門医機構等）と連携し、必要な情報共有、検証、調整等を図っていただくようお願いします。

また、この「専門研修プログラムの認定に向けた調整方針」においては、5月中に、各都道府県より、管内の医療機関が関わる専門研修プログラムの内容について、地域医療の確保の観点から改善が必要な事項を日本専門医機構へ提出した後、同機構と連携してこの改善事項等について調整いただくこととなっていますが、都道府県で調整に努めたにもかかわらず状況が改善しない等の場合には、適宜厚生労働省に報告願います。

さらに、6月中に、全ての調整が終了後、プログラム認定前に、管内の専門研修プログラムについて関係者の合意を協議会で確認した旨を厚生労働省へ報告していただることとなります。

専門研修プログラムの認定に向けた調整方針

1 日本専門医機構が予定している取組

～4月上旬 都道府県への情報提供

基幹施設から申請のあったプログラム情報（基幹施設・連携施設ごとの施設名・指導医数・研修実績、専攻医募集数等）について、各領域のプログラム申請締切後直ちに、領域ごとに各都道府県に提供

～4月中 診療領域ごとの地域医療に配慮したプログラム内容の審査

- ・ 大病院だけ／特定の医療グループだけで構成されるプログラムのは是正
 - ・ 必要な地域医療の研修が含まれていることを確認・調整
 - ・ 過去5年間に研修実績のある医療機関が連携施設に入るよう調整
 - ・ 診療領域ごとに、研修施設のない二次医療圏が出ないよう調整
- ※ 審査・改善状況は、都道府県に隨時情報提供するとともに、専門委員会に報告

～5月中 診療領域ごとのプログラムの全国レベルの審査

- ・ 全国の専攻医数募集数が、過去実績値の1.2倍以下となるよう調整
 - ・ 都道府県ごとの専攻医数について、都市部※は現状を上限とするよう調整
 ※ 例えは整形外科では、東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫、福岡の6都府県を都市部と定義
 ※ 他の領域でもそれぞれ都市部を定義
 - ・ 人口に比して専攻医養成数が少なすぎる都道府県に対し、募集数が増えるよう調整（基幹施設の追加、プログラム整備基準の見直し、1施設の最低研修期間設定も含む）
 - ・ 診療領域ごとに、地域別の専攻医数が過去3年間の平均からの激変を避けるよう調整
- ※ 審査・改善状況は、都道府県に隨時情報提供するとともに、専門委員会に報告

～6月中 都道府県と連携したプログラムの調整等

- ・ 都道府県からの改善必要事項を踏まえ、都道府県と連携してプログラムを調整するとともに、都道府県が必要とする情報の提供、調整の助言等
- ・ 全ての調整が終了後、プログラム認定前に厚生労働省に報告

※ 随時、全国の医療機関からの不服申立てを受け付けて対応

2 都道府県の取組

～4月上旬

日本専門医機構からのプログラム申請情報の共有【協議会】

- ※ 関係者（大学・主な基幹施設・連携施設、医師会、病院団体、都道府県）による協議会の設置を、厚労省から通知で依頼（1月15日付）
- ※ 日本専門医機構との間の窓口を設け、その後調整状況等を隨時共有・連携

～4月中

(1) 地域医療確保の観点から必要な施設が漏れていないか検証【協議会】

主な診療領域（内科、小児科、外科、整形外科、産婦人科、総合診療等）について、日本専門医機構から提供されたプログラム申請情報、審査・調整情報等を踏まえ、地域医療確保の観点から必要な施設^{*}が漏れていないかどうか検証・調整

- ※ 自治医科大学卒医師、地域枠医師等の派遣が想定される医療機関など

(2) 基幹施設から連携施設への説明を要請

- ① 指導医の配置方針
- ② 専攻医のローテート方針

～5月中

(1) 必要な改善事項に関する意見照会

主な診療領域について、管内の連携施設に対し次の点を照会

- ① 指導医の配置方針で改善が必要なこと
- ② 専攻医のローテート方針で改善が必要なこと
- ③ その他基幹施設との間で改善が必要なこと

- ※ 医師の引揚げを受けた医療機関（研修施設に限らず、他の医療機関も含む。）、適切な研修期間専攻医の研修が割り当てられない連携施設等からの調整申立てについては、隨時受付

(2) 必要な改善事項の日本専門医機構への提出

- (1)の照会等に関する基幹施設との調整を踏まえ、改善を要する事項について、日本専門医機構に提出

～6月中

- ・ 日本専門医機構の調整への協力・連携
- ・ 全ての調整が終了後、プログラム認定前に、基幹施設・連携施設をはじめとして、関係者の合意を協議会で確認した後、厚生労働省にその旨を報告

3 厚生労働省の取組

(1) 地域医療確保の観点から必要な基準等の見直しの検討【専門委員会】

(2) 日本専門医機構及び都道府県における調整の支援、両者の間の調整